

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では、平成10年6月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、計画の基本理念に掲げた「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

この間、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、介護保険の導入をはじめ福祉サービスが契約によって利用する制度へと転換されるとともに、地域福祉を社会福祉の基盤とするものと位置づけられました。障害のある人に対する福祉サービスについても、平成15年度からの支援費制度を経て、平成18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスへと移行しています。

このような障害者支援をとりまく状況の大きな変化に対応し、今後の取り組みをすすめていくうえでの方向性を定めるために、計画の推進における成果と課題をふまえて、「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定しました。

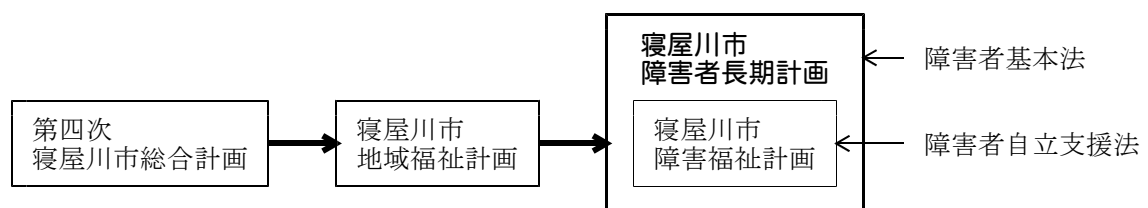
(2) 計画の位置づけ

「寝屋川市障害者長期計画」は、障害者基本法（第9条）に基づく本市の市町村障害者計画です。

市町村障害者計画は、国の障害者基本計画および府の障害者計画を基本とするとともに、本市のまちづくりの基本構想である「第四次寝屋川市総合計画」に即して策定するものと定められています。また、本市では保健福祉のマスタープランとして「寝屋川市地域福祉計画」を策定しており、この計画とも整合性を図るよう策定しました。

なお、障害者自立支援法に基づいて平成19年3月に第1期計画を策定した「寝屋川市障害福祉計画」は、上位計画である本計画と調和を図るものと定められています。本市では障害福祉計画を本計画を具体的に推進していくための計画と位置づけ、障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策を定めるとともに、本計画を推進していくうえで重点的に取り組むべき事項等を検討するものとします。

障害者長期計画の位置づけ



(3) 計画の期間

「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」は、長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するよう、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画として策定しました。ただし、障害者施策をとりまく状況の変化などをふまえ、計画期間内でも必要に応じて見直しを行っていくものとします。

障害者長期計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
10年度～ 寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→
寝屋川市障害福祉計画 （第1期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第2期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第3期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第4期計画）			→

(4) 計画の策定方法

「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」は、市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民・当事者のニーズや意見を広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。

(5) 計画の進行管理

この計画は「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行い、推進していきます。

また、障害者自立支援法に基づいて3年ごとに策定する「寝屋川市障害福祉計画」において、本計画を推進していくうえで重点的に取り組むべき事項や数値目標等を検討し、具体的な展開を図っていきます。

2. 寝屋川市の概況

(1) 寝屋川市の概要

本市は大阪府の東北部にあたる北河内地域の中央部に位置しています。大阪と京都の2つの都市を結ぶ中間点にあり、大阪市域の中心からは15km、京都市域の中心からは35kmと、これらの都心部への通勤やさまざまな都市機能を利用するうえで、利便性の高い立地条件を備えています。

市域の面積は24.73km²で、東西、南北の広がりとともに7km弱のまとまった市域を形成しています。市域の東部は生駒山地からつづく丘陵地であり、市域の西部は淀川に連なる平坦地が広がっています。

昭和26年に市制を施行した当時の人口は31,000人あまりでしたが、国道の整備などにともなう工場や事業所の建設や、高度経済成長による大阪都市圏への人口流入の受け皿としての住宅建設などにより、都市化が急速に進展しました。

国勢調査による人口の推移をみると、高度経済成長期の昭和35年から昭和50年にかけては15年間で5倍と、急激に増加して250,000人を突破しました。その後はほぼ横ばい状態が続いてきましたが、近年はやや減少傾向で、平成17年国勢調査では241,816人となっています。

年齢別にみると、0～14歳の年少人口の割合は昭和55年には27.8%でしたが、平成17年は14.0%と大きく減少し、平成19年10月1日の住民基本台帳（外国人登録法に基づく登録者を含む）では13.7%となっています。一方、65歳以上の高齢人口の割合は昭和55年の4.9%から平成17年には17.3%に増加し、さらに、平成19年は19.4%と引き続き急速に高齢化がすすんでいます。また、こうしたなかで障害のある人も増加しています（(2)障害者数等の状況(p.4)を参照）。

一方、世帯数は人口が横ばいとなった昭和55年の83,701世帯から平成17年は95,896世帯となっています。これは世帯人数が1人～2人の世帯の数が増加し、3人以上の世帯の数が減少する傾向が続いているためであり、1世帯あたりの人数でみると昭和55年の3.16人から平成17年は2.52人と減少しています。

(2) 障害者数等の状況

平成10年度から19年度の10年間の障害者手帳の所持者数は下記のとおりで、身体障害者手帳所持者数は5,708人から7,873人(1.38倍)、療育手帳所持者数は1,112人から1,465人(1.32倍)、精神障害者保健福祉手帳所持者数は255人から853人(3.35倍)と、いずれも増加しています。

また、各障害者手帳を所持している人を等級・判定別にみると、平成19年度で身体障害者手帳所持者では1～2級の人が47.0%、療育手帳ではAの人が51.2%、精神障害者保健福祉手帳では1級の人が16.5%となっています。

身体障害者手帳所持者数（各年3月31日現在） （単位：人）

（障害別）	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
平成19年度	582	760	99	4,321	2,111	7,873
平成18年度	571	724	90	4,257	2,087	7,729
平成17年度	567	693	92	4,045	1,994	7,391
平成16年度	580	698	84	3,996	1,908	7,266
平成15年度	577	687	83	3,906	1,826	7,079
平成14年度	563	658	82	3,718	1,704	6,725
平成13年度	559	652	78	3,640	1,631	6,560
平成12年度	555	645	83	3,489	1,542	6,314
平成11年度	527	617	83	3,318	1,419	5,964
平成10年度	533	602	83	3,147	1,343	5,708

（等級別）	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成19年度	2,248	1,453	1,325	1,851	494	502	7,873
平成18年度	2,264	1,434	1,297	1,767	513	454	7,729
平成17年度	2,177	1,383	1,247	1,652	481	451	7,391
平成16年度	2,123	1,377	1,210	1,605	495	456	7,266
平成15年度	2,044	1,348	1,170	1,566	497	454	7,079
平成14年度	1,945	1,297	1,114	1,465	467	437	6,725
平成13年度	1,885	1,253	1,104	1,413	468	437	6,560
平成12年度	1,813	1,238	1,054	1,340	451	418	6,314
平成11年度	1,663	1,185	1,000	1,285	441	390	5,964
平成10年度	1,551	1,163	959	1,217	443	375	5,708

療育手帳所持者数（各年3月31日現在）（単位：人）

	A	B 1	B 2	合 計
平成19年度	750	355	360	1,465
平成18年度	728	340	341	1,409
平成17年度	743	324	311	1,378
平成16年度	727	337	287	1,351
平成15年度	740	325	259	1,324
平成14年度	738	308	219	1,265
平成13年度	722	301	205	1,228
平成12年度	703	297	200	1,200
平成11年度	692	283	199	1,174
平成10年度	645	272	195	1,112

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成19年度	141	571	141	853
平成18年度	136	556	136	828
平成17年度	129	536	122	787
平成16年度	147	473	120	740
平成15年度	130	412	89	631
平成14年度	107	353	68	528
平成13年度	123	277	51	451
平成12年度	102	233	46	381
平成11年度	—			290
平成10年度	—			255

なお、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための障害程度区分の認定者数は、平成19年12月現在で927人です。

障害程度区分認定者数（単位：人）

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成19年12月	16	129	241	244	106	191	927
平成19年 6 月	13	113	204	207	90	164	791
平成18年12月	10	89	132	153	71	138	593